

新型コロナウイルス感染症の影響により事業収入が減少した中小事業者等の令和3年度分の固定資産税・都市計画税の軽減措置について

概要

新型コロナウイルス感染症及びそのまん延防止のための措置により、事業収入が一定割合減少した中小事業者等（個人事業者も含まれます）で令和3年2月1日（月）までに特例の申告をされた場合、事業用家屋及び償却資産に係る令和3年度分の固定資産税・都市計画税の課税標準を、2分の1又はゼロとします。

賃貸業を営む事業者が、賃料を割り引いたり、支払いの延期に応じた結果、事業収入が減少した場合も対象です。

令和2年2月から10月までの間における任意の連続する3か月の事業収入が、前年の同時期と比べて、

減少割合	軽減率
50%以上減少しているかた	全額
30%以上50%未満減少しているかた	2分の1

【特例の対象となる固定資産税・都市計画税】

- ① 事業用家屋に対する令和3年度分の固定資産税及び都市計画税
(例)

店舗、事務所、工場	○
賃貸用住宅（共同住宅など）	○
併用住宅（住宅兼店舗・事務所など）	○ ※事業用部分のみ
個人の住宅	×

- ② 償却資産に対する令和3年度分の固定資産税
※土地は特例の対象外となります。

対象者

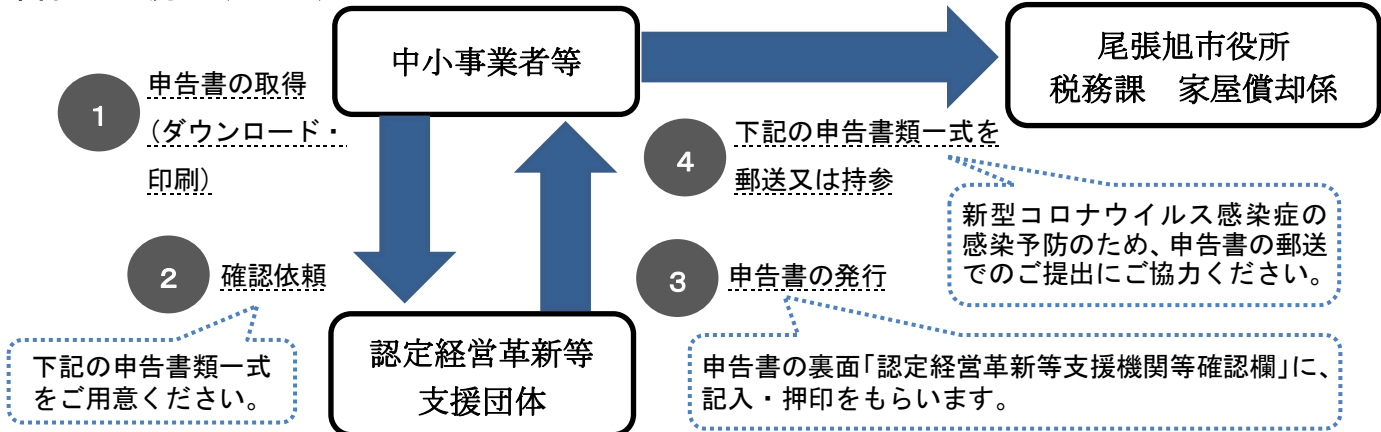
- ① 常時使用する従業員数が1,000人以下の個人
- ② 資本又は出資を有しない法人のうち、従業員数が1,000人以下の法人
- ③ 資本金の額又は出資金の額が1億円以下の法人で、次の条件に当てはまらない法人
 - ・同一の大規模法人から2分の1以上の出資を受ける法人
 - ・2以上の大規模法人から3分の2以上の出資を受ける法人

※いずれの場合も風俗営業等の規制及び業務の適正化に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第5項に規定する性風俗関連特殊営業を営む者を除く。

- 制度の詳細やQ&Aについては、中小企業庁のホームページをご確認ください。
 - ・中小企業庁ホームページ
<https://www.chusho.meti.go.jp/zaimu/zeisei/2020/200501zeisei.html>
 - ・中小企業 固定資産税等の軽減相談窓口
電話 0570-077322 受付時間 9:30~17:00（平日のみ）

裏面もご覧ください

申告までの流れ（フロー）



※認定経営革新等支援団体は、商工会や商工会議所など中小企業支援者のほか、金融機関、税理士、公認会計士、弁護士等が主な認定支援機関として認定されています。

手続方法

①②申告書の取得及び認定経営革新等支援機関等への確認依頼

市ホームページに掲載されている申告書をダウンロード・印刷します。必要事項を記入の上、以下の書類を添付し、認定経営革新等支援機関等に確認を依頼します。

・ 中小事業者（個人、法人）であることが分かる書類

誓約事項（申告書に含まれます）など

・ 事業収入の減少を証する書類

会計帳簿や所得税青色申告決算書、収支内訳書、法人事業概要状況説明書の写しなど

・ 特例対象資産一覧

事業用家屋を有する場合は、特例対象資産一覧（申告書別紙）※ホームページにて掲載

償却資産については、令和3年度償却資産申告書及び種類別明細書を提出してください。

・ （特例対象家屋がある場合のみ）特例対象家屋の事業割合を示す書類

青色申告決算書や見取り図など、事業用部分の割合が分かる書類の写しを添付

③申告書の発行

申告書の「認定経営革新等支援機関等確認欄」に、認定経営革新等支援機関等から記入・押印を受けます。

④申告書類の提出（郵送又は持参）

(1)申告期間 令和3年1月4日（月）から2月1日（月）まで ※消印有効

(2)申告場所 尾張旭市役所税務課家屋償却係

(3)申告書類 以下の書類を郵送又は窓口に提出してください。

(7) 申告書（認定経営革新等支援機関等により申告書に記入・押印があるもの）

(4) 認定経営革新等支援機関等に提出した上記書類一式（コピー可）

(ウ) 令和3年度の償却資産申告書

※償却資産の申告を「eLTAX（地方税ポータルシステム）」で行っている方は、申告書の備考欄に特例申告していることを記載してください。また、「eLTAX」での申告書にこの特例の申告書を添付される場合は、添付の旨を備考欄に記載してください。

【申告先・問い合わせ先】尾張旭市税務課家屋償却係 ☎0561-76-8119（直通）